

## つづやき

このコーナーでは各県の相談に対するとりくみ等を紹介していきます。

## 石川県教職員組合

石川県教職員組合およびいしかわ教育総合研究所では、現在のところ教育相談室の開設には至っていません。しかし各種休暇・休業の取得をはじめ、権利行使に関する問い合わせやパワハラ事案、人事評価制度や指導不適切教員の認定にかかる問題を中心に、県教組本部に相談窓口を設け、組合員を孤立させないための相談体制を構築しています。

パワハラ事案については、当事者はもとより分会・支部を通して状況を把握し、組織内議員や社会法律センターの弁護士とも連携しながら、県教委、人事委員会、地教委、公平委員会等に対し、状況改善にむけた対応を求めてきています。厚労省が定義した「職場のパワーハラスメントに当たる行為」として認定させることは簡単ではありませんが、本人・分会・支部・本部が連携して対応を協議し、地教委協議を通して一定改善がはかられたケースもあります。

指導不適切教員の認定に関しては、教職員を支援・育成すべき立場であるにもかか

わらず、「認定ありき」「指導改善研修ありき」といった姿勢を示す校長もいます。こうした事案に対し、当該者と支部が連絡を密にし、判定段階における意見聴取に関するアドバイスとともに地教委協議で認定にかかる問題点を追及するなど、当事者を支えながら問題解決にむけたとりくみも行ってきています。

学校教育は本来、保護者・地域を含めた教職員の協力協働の営みによって成り立つものであり、教職員に対する労働強化や勤務労働条件の悪化は、子どもたちの学びにも影響をおよぼします。人事評価制度、指導不適切教員の認定、パワハラ等により、教職員が分断・孤立させられないよう、組織的対応をすすめることがますます重要になってきています。

石川県教組は、組合員の様々な相談に対応していくための相談室の開設をも視野に入れ、勤務労働条件改善や教育条件整備のとりくみを今後もすすめていきます。

石川県教組は、2012年6月より「志賀原発を廃炉に！」訴訟を積極的に支援しています。福島第一原発事故後、石川県にも400人近くの人が避難してきていますが、70人以上が小・中学校に通う子どもです。震災が原因と思われるトラウマや新しい人間関係・地域になじめず、つらい思いをしている子どもも少なくありません。教職員は子どもや保護者の気持ちに寄りそい、声に耳を傾け友だちとの関係や地域での居場所づくりをすすめています。被曝をのがれて、ふるさとを離れ石川に来た人たちのためにも脱原発社会の実現にむけてとりくんでいます。



私  
た  
ち  
の  
と  
り  
く  
み